

### ◆医療費控除について

○領収書の集計や確認作業に時間が伴いますと、申告する方や他のみなさまをお待たせすることとなりますので、次の点についてご確認のうえ、合計額を計算して申告されるようお願いいたします。

・対象となる医療費は、令和元年中に支払ったものです。

・控除の額は、所得の5%または10万円のどちらか低い方を超過した部分となります。

・医療費控除の特例（セルフメディケーション）は、申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行っている場合特定一般用医薬品（スイッチOTC）の購入費が1万2千円を超過した部分から対象となります。

・領収書は、医療を受けた方ごとの支払先ごとに分けて医療費控除明細書にご記入ください。なお、医療費控除明細書については、役場税務課窓口にて配布いたしますので、必要な方はお越し下さい。

・生命保険や高額療養費等が支払われた場合は、その分を差し引きますので、支払金額が分かるものをご持参ください。

・治療に結びつかない健康診断や予防接種、のど飴や栄養ドリンクなどは対象となりません。

### ◆漁業や農業、個人事業などの営業収入や不動産収入がある方

○収支内訳書が必要となり、内訳書の記載には収入や経費について科目別に算出します。また、経費の中から住宅部分や家事分に対応する費用を除く必要があります。

### ◆生命保険金等の収入があった方

○次の表のとおり申告漏れがないようご注意ください（いずれも保険料を夫が負担していた場合の例となります）。ただし、贈与税及び相続税は税務署での申告となります。

名義	受取人	事由	課税関係
夫	夫	満期	夫の一時所得
夫	妻	満期	妻に贈与税
夫	妻	夫の死亡	妻に相続税
妻	夫	満期	夫の一時所得
妻	夫	妻の死亡	夫の一時所得

## 自書記載を推進します

町民のみなさんに、税金に関する知識や理解を深めていただくために『自書記載』を推進しています。

確定申告にあたって「医療費控除明細書」などの各種控除内訳書、個人事業にかかる「収支内訳書」などの添付書類は、事前に作成して申告時に持参していただくと、スムーズに申告を行うことができます。

書類の書き方や税金の計算の方法が分からない場合には、窓口でお聞きになるか、下記の問合せ先までご相談ください。

また、ご自宅にインターネット環境をお持ちの方は、国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」へお進みいただき、画面の案内に従って金額等を入力すると税額などが自動計算され、作成した申告書等データをe-Taxへ送信することで、税務署へ行かずに自宅から申告できます。詳しい内容は国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/index.htm>

## 函館税務署からのお知らせ

○所得税等の確定申告会場開設期間のお知らせ

令和元年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の税務署確定申告会場開設期間は、令和2年2月17日（月）から3月16日（月）までで、受付時間は9時00分から16時00分までとなっております。なお、2月14日（金）以前は、会場を開設しておりません。確定申告のご相談は、2月17日（月）以降にお越しください。※土曜・日曜・祝日等は閉庁日のため受付できません。

函館税務署（函館市中島町37番1号） ☎0138-31-3171

### ～税務課からのお知らせ～

申告や各種証明書の発行などで、やむを得ない理由により役場開庁時間帯に来庁できない場合、事前にご連絡いただければ、閉庁後にも対応いたします。また、申告書の提出や証明書の発行は郵送でもできます。

■お問い合わせ ・所得税や消費税に関すること ・町道民税に関すること  
函館税務署 ☎0138-31-3171 税務課税務グループ ☎01392-2-3131